

町内会活動活性化事業補助金について

01 制度概要

町内会が抱える「加入率の低下」や「役員の担い手不足」などの課題解決に向け、単位町内会や複数の町内会が連携し実施する事業に対し、町内会活動活性化事業補助金交付要綱等に基づき、町内会連合会を通じて補助金を交付する制度として、令和6年度から制度を実施し、令和8年度までの3年間で試行期間と位置付けて町内会活動の活性化を図るもの。

02 令和7年度 活用実績

申請団体類型 \ 項目	申請団体数	採択事業数	完了事業数	交付確定額
単位町内会	21	20	20	1,951,300 円
複数の町内会	0	0	0	0 円
地区町内会連合会	0	0	0	0 円
合 計	21	20	20	1,951,300 円
新規団体数	13			

03 令和7年度 活用事例

事業類型 \ 項目	事業数	活用事例
イベントの開催	4	夏祭り、ふれあい行事、ふゆまつり等
広報誌の作成	2	加入促進パンフレット
デジタル化	12	スマホの購入、PC 購入、ホームページ開設等
その他	2	地域食堂
合 計	20	

04 前年度との比較

(1) 活用実績

年度 \ 項目	申請団体数	完了事業数	交付確定額
令和 6 年度	18 件	15 件	1,480,754 円
令和 7 年度	21 件	20 件	1,951,300 円
対 比	+3 件	+5 件	+470,546 円

(2) 活用事例

年度 \ 項目	イベント事業	広報誌の作成	デジタル化	その他
令和 6 年度	4 件	2 件	9 件	0 件
令和 7 年度	4 件	2 件	12 件	2 件
対 比	増減なし	増減なし	+3 件	+2 件

05 今後の方針

本補助金は 3 年間の試行事業であることから、令和 8 年度においても補助金の活用事例等について単位町内会へ情報共有を図りながら、町内会活動の活性化に向けた支援を実施する。

なお、令和 9 年度以降における町内会への新たな支援の在り方に向けて、これまでの活用実績を踏まえた効果検証を行うため、同補助金の活用団体や未活用団体に対して聞き取り等調査を実施し、その結果を町内会連合会の新たな補助金の制度設計の資料として、市から提供を行い、町内会連合会と協議・検討を進める。